

日本の法曹有資格者の海外展開を促進する
方策を検討するための研究

調査テーマ

現地政府・法曹等との
連携体制の構築の状況について

シンガポール共和国担当

弁護士 長谷川 智香

目 次

第一．はじめに

第二．連携体制構築の必要性

- 1．日系企業、在留邦人の増加
- 2．現地の外弁規制
- 3．連携の必要性

第三．現地法曹との連携体制の構築状況

- 1．現地法曹の活動の実情
- 2．周辺国との連携
- 3．現地法曹との連携体制に関する考察

第四．現地政府との連携体制の構築状況

- 1．シンガポール現地政府の役割
- 2．各政府機関と日系企業の関係、およびその対応について
- 3．現地政府機関との連携体制に関する考察

第一．はじめに

近年グローバル化の進展にともない、海外へ進出する日系企業や、また海外での現地就職を行う邦人個人が増加している。特に、近年の東南アジア地域の経済発展は著しく、既に多くの日系企業が同地域への進出を行っている。

その中でもシンガポールは、政府の積極的な外国企業誘致政策もあり、2012年世界銀行ランキングにおいても、世界で最もビジネスをし易い国としてランク付けされるなど、東南アジア全体を見据えたビジネスの拠点として世界的に注目を集めている。

こうした流れを受け、日系企業も近年続々と統括拠点をシンガポールに設置し、また中小企業もシンガポールへの進出を機に東南アジア周辺国へのビジネス展開を見据えるなど、企業の大小を問わず多くの日系企業が、シンガポールを中心とした東南アジア全体のビジネス展開を行っている。

これらの日系企業がシンガポールで活動を行うにあたり、現地における当局による規制や法制度の情報が必要であり、また法的な書類作成や、紛争に巻き込まれた場合の対応など、法的支援の必要性が当然に生じてくる。

また、企業のみならず、シンガポールの在留邦人個人のレベルにおいても、日常生活を行っていく中で法律問題に巻き込まれる事態も増加してきている。

さらに、シンガポール政府は、外国企業への多様な優遇政策や支援を実施しており、シンガポール現地において円滑な企業活動を行うためには、こうした政府への対応が重要な鍵となってくる。

本報告書においては、現地において業務を行う日本の法曹有資格者が、日系企業、邦人個人を支援するにあたり、現地法曹関係者および現地政府といかなる連携体制を構築しているか、また今後どういった連携体制の構築が必要かという点につき調査報告を行うこととする。

第二．連携体制構築の必要性

1．日系企業、在留邦人の進出

(1) 現地日系企業数の増加

シンガポールにおける現在の日系企業数は、シンガポール日本商工会議所に登録している数だけで803社となっている¹。

同商工会議所が発足した1969年当時は、シンガポールにおける進出日系企業数は、80社ほどであった²。その後、日系企業のシンガポール進出の増加とともに、同商工会議所への登録企業数も順調に増加してきた。2012年には745社、2013年には764社と19社の増加数であ

¹ 2014年9月

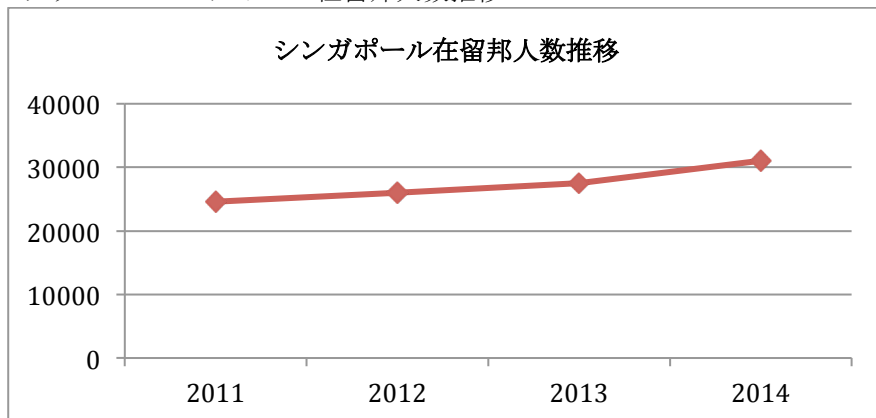
² 日本商工会議所登録数は、69社

ったが、2013年から2014年の1年では、39社と大きな増加を見せている。

しかし、同商工会議所に登録している企業のほとんどは、比較的規模の大きな企業がその7～8割を占め、中小企業数は200社ほどとなっている。これに加えて、同商工会議所に登録していない日系中小企業やベンチャー企業数は、一説によると3000社とも言われている。シンガポールに進出を試みた中小企業やベンチャー企業のすべてが、現地に定着するとも限らず、進出をあきらめる企業も多い。そのため、シンガポール現地の日系企業数の正確な総数を把握するのは困難であるが、商工会議所に登録している企業数よりは相当多くの日系企業がシンガポールにすでに進出しているものと推察される。（シンガポール経済開発庁発行の経済・投資ニュースによると、シンガポールの日系企業数は3000社以上と記されている。2013年7月発行。）

(2) 邦人個人の増加

グラフ1：シンガポール在留邦人数推移



外務省統計より作成

シンガポールの在留邦人数は、わずか数年前には25,000人をわずかに下回る程度であった。その後、東南アジア地域への日系企業の進出増加に伴い、在留邦人数も増加し、2014年8月時の統計では、31,038人となっている。特に前年2013年との比較においては、3,513人増（+12.76%）となっており、近年においても大きな増加を見せている。（下記表1）この31,038人という数値は、全世界の海外在留邦人数の約2.5%にあたる数となっている。

前年比増減数3,513人のうち、74%（+2,619）を「民間企業関係者」（下記表2）が占め、いわゆる「駐在員」としてシンガポールに移住してきた邦人の増加率が大きいことが分かる。このことから、日系企業がシンガポールを東南アジア地域に置けるビジネスの拠点として業務を拡大していることが考察される。

なお、国別長期滞在者数のランキングにおいては、世界第7位（平成25年）となっている。

表1：在留邦人総数及び増減率（2014年）

在留邦人数総数	
総数	31,038人
前年比増減率	+12.8%
前年比増減数	+3,513人
男性①	16,452人
女性②	14,586人

外務省統計より作成

表2：民間企業関係者総数及び内訳（2014年）

民間企業関係者	
本人計	11,912人
同居家族計	11,772人
本人（男性）	9,845人
本人（女性）	2,067人
同居家族（男性）	3,656人
同居家族（女性）	8,116人
前年比増減数	+2,619人

外務省統計より作成

2. 現地の外弁規制

(1) 外国法律事務所のシンガポールへの進出

シンガポールは、法律サービス分野に関しては、自由化が進んでいる³。外国企業の誘致に積極的なシンガポールは、それを法的側面から支援する外国法律事務所の誘致にも積極的である。すなわち、各国の大手法律事務所がシンガポールに進出することによって、外国企業のシンガポールへの進出をさらに加速されることを目的とする政策と考える。

シンガポールの法定機関の一つである、シンガポール経済開発庁（Economy Development Board、以下「EDB」という。）が、日系法律事務所の誘致にも積極的に活動し、現在すでに6つの日系法律事務所がシンガポールに進出している。

(2) 外弁規制の具体的内容

①外国法弁護士に対する規制

上記のとおり、シンガポールは、他の東南アジア諸国と比較しても、外

³ 外弁規制の詳細については、「現地の外弁規制等、法曹有資格者の活動環境について」に記載する。

国法弁護士に対してはその間口を比較的大きく広げている。

外国法弁護士の人数制限なども特に設けることなく、Attorney General's Chambers（以下、「AGC」という。）に登録さえ行えば、業務を行うことが可能である。

ただし、シンガポール法を取り扱うことは許可されておらず、原資格国の法律、もしくは国際法に限るという制約がある。かかる制約は、相当に厳しく判断されており、シンガポール法弁護士の活動領域を強く守ろうとする政府の姿勢が伺える⁴。

したがって、日本法弁護士を含む外国法弁護士が、シンガポール法に基づくアドバイスを行うためには、現地で資格を取得しなければならない。この資格取得の方法は大きく分けて、2通りある。

一つは、現地の大学（NUS、SMU）において、法律の学位を取得し、シンガポールの司法試験を受験する方法である。かかる試験に合格すれば、シンガポール法を全範囲にわたって扱う事が可能となる。

他にシンガポール法の資格を取得する方法として、シンガポールで業務を行う外国法弁護士を対象とした試験、Foreign Practitioner Examination（FPE 試験）に合格する方法がある。本試験に合格した場合、会社法、商法など一定範囲のシンガポール法を取り扱うことができるようになる。企業法務を行う弁護士にとっては非常に有用な試験である。

ただし、留意しなければならないのは、これらの試験によってシンガポール法の資格を取得したとしても、当該弁護士が所属している法律事務所自体にシンガポール法を扱う資格がなければ、その資格に基づいてシンガポール法のアドバイスを行う事は許されないという点である。すなわち、現地ローカルの法律事務所事務所か、下記に詳述するシンガポール法を扱う資格を取得した外弁事務所⁵に所属しなければならないのである。

②外弁事務所に対する規制

外弁事務所がシンガポール国内に事務所を設立する場合、AGC 内にある Legal Profession Secretariat（LPS）に登録することより、正式なライセンスを得た上で、下記の形態により設立する事が出来る。

(a) RO（Representative Office）

この Representative Office（以下、「RO」という。）においては、一切の法実務を行うことが禁止されているため、個々の事務所は、市場調査などを行うことしかできない⁵。しかし、この RO の1年間のライセンスは、当該事務所が、下に述べる FLP 設立を決定するまで延長することができることとなっている⁶。そのため、FLP 設立を予定した場合の予備調査を行う

⁴ 現地日本法弁護士インタビュー

⁵ Legal Profession (International Services) Rules 2007, ASEAN'S Liberalization of Legal Service : The Singapore Case

⁶ 同上

場合などに限定すれば、この RO を設立することにも意味があるといえる。

(b) FLP (Foreign Law Practice)

すべての Foreign Law Practice⁷ (以下、「FLP」という。)は、SLP と同様、Business Registration Act (Cap. 32)、the Companies Act (Cap. 50)、あるいは Limited Liability Partnerships Act (Cap. 163A)のもと、Accounting and Corporate Regulatory Authority (ACRA) に登録しなければならない。

FLP は、第一義的に外国法に関する業務を行う。現行制度上、シンガポールで法律サービスを行おうとするすべての FLP は、AG に登録し許可をえなければならない。FLP に雇用されているシンガポール法弁護士及び外国法弁護士は、共に AG に登録する必要がある⁸。

FLP 及び SLP との間で共同形態の事務所を開業している場合は (以下に詳述する JLV や FLA など)、AG によるライセンス制度が適用される⁹。

前期の通り、RO を設立する意味としては事実上、市場調査という意味合いのみしか有しないため、現実的には、大多数の外弁事務所は FLP としてシンガポールの法律業界に参入することとなる。

シンガポールの資格を有する弁護士は、FLP に入ることは禁止されていないものの、当該シンガポール法弁護士が行える業務は、FLP が行える範囲に限定されている。

(c) FLA (Formal Law Alliance) と JLV (Joint Law Venture)

2000年の弁護士法改正によって導入された制度が、この Formal Law Alliance (以下、「FLA」という。)と Joint Law Venture (以下、「JLV」という。)である¹⁰。

SLP と FLP が共同関係を構築することによって、お互いの利点を共有できるようにした制度である。すなわち、SLP としては、FLP からワールドクラスの高度な法律サービスを受ける事ができ、また FLP としては、FLP 単体では取り扱うことができないシンガポール法のサービスを行えるというメリットがある。オフィスの建物や収益、クライアントの情報などを共有することもでき、双方の事務所が国際的な法律サービスをクライアントにワンストップで提供できることになる¹¹。

FLA は2つの事務所が互いに独立性を保ったまま業務を行える。実際には、この FLA 制度はほとんど利用されておらず、現在シンガポール国内に

⁷ シンガポール及び諸外国において、シンガポール法以外の法律サービスを提供する個人事業主、及びパートナーシップもしくは共同形態で開業している法律事務所

⁸ Committee to review the regulatory framework of the Singapore legal service sector, Final Report

⁹ 外弁事務所のみ課される制度である

¹⁰ Liberalisation of the Singapore Legal Sector

¹¹ Trade in Legal Services Liberalization in Asia Pacific FTAs

は4つのFLAが存在するのみである¹²。

代わりに、より多く利用されているのが、JLV制度であり、現在以下の7つのJLVが存在する。(表3)

表3：JLV外弁事務所

FLP	SLP	JLV 設立年
Baker & McKenzie(US)	Wong & Leow	2001
Clyde & Co (UK)	Clasis LLC	2013
Dacheng Law Offices(China)	Wong Alliance LLP	2011
Duane Morris (US)	Selvam LLC	2011
Hogan Lovells(US & UK)	Lee & Lee LLP	2001
Pinsent Masons(UK)	M Pillay LLC	2010
Watson, Farley & Williams(UK)	Asia Practice LLP	2011

FLAと異なり、JLVはSLPとFLPが共同で所有する会社として設立される¹³。

JLVを構成するSLPは、シンガポール法に関して全範囲の業務を行うことができるが、JLVそのものとしては、「許可された範囲の法律実務(Permitted areas of legal practice)」を行うことしかできない。この「許可された範囲内」とは、一般的に商法と理解されている¹⁴。

JLVは、法律サービスの自由化の重要なステップとして構想された制度であったが、SLPとFLP間の文化的及び経済的利害の対立などによって、失敗する事例も多い。

(d) QFLP (Qualifying Foreign Law Practice)

Qualifying Foreign Law Practice (以下、「QFLP」という。)は、2008年に導入された最も新しい制度である¹⁵。シンガポール国内の外弁事務所に、一定範囲のシンガポール法を扱えるライセンスを直接付与するとい

¹² 同上

¹³ Legal System in ASEAN-Singapore Chapter 6

¹⁴ Legal Profession(International Service)Rules 2008の規定によると、「Permitted areas of legal practice」とは、下記の法律及び法律行為をのぞいたものと定義されている。

(a)constitutional and administrative law (b)conveyancing (c)criminal law (d)family law (e)succession law, including matters relating to wills, intestate succession and probate and administration;

(f)trust law, in any case where the settlor is an individual

(g)appearing or pleading in any court of justice in Singapore, representing a client in any proceedings instituted in such a court or giving advice, the main purpose of which is to advise the client on the conduct of such proceedings, except where such appearance, pleading, representation or advice is otherwise permitted under the Act or these Rules or any other written law

(h)appearing in any hearing before a quasi-judicial or regulatory body, authority or tribunal in Singapore, except where such appearance is otherwise permitted under the Act or these Rules or any other written law.

¹⁵ LPA 130D

う画期的な構想である。すなわち、FLA や JLV と異なり、QFLP においては、シンガポールのローカル法律事務所とパートナーシップを提携する事なく、外弁事務所が単独で、シンガポール法を扱うことが許可されるのである¹⁶。しかしその場合も、当該事務所の外国法弁護士がシンガポール法のアドバイスを行えるようになる訳ではなく、雇用しているシンガポールの資格を持った弁護士を通じてのみ、シンガポール法のアドバイスが行える点に注意が必要である¹⁷。

ライセンスの期間は5年間で、更新が可能である。

この QFLP ライセンスを取得するのは、かなりの狭き門となっている。本制度が開始された2008年2月に、20の FLP が申請を行ったのに対し、6つの事務所に最初の QFLP ライセンスが付与された。また、昨年2013年2月に、2回目の QFLP 審査が行われ、23事務所からの申請のうち、新たに4事務所に QFLP ライセンスが付与された¹⁸。(表4)

表4：QFLP 取得外弁事務所

事務所名	2008年	2013年	2014年更新
Allen & Overy	○		○
Clifford Chance	○		○
Latham & Watkins	○		○
Norton Rose	○		○
White & Case	○		1年限定の 条件付き延長
Herbert Smith Freehills	○		更新されず
Gibson, Dunn & Crutcher		○	
Jones Day		○	
Linklaters		○	
Sidley Austin		○	

これらの事務所は、世界各国にオフィスを有し、またその名を誰でも聞いた事があるような、世界でもトップクラスにランキングされる法律事務所ばかりである。

この QFLP ライセンス付与の決定には下記のような基準を元に決定されている¹⁹。

- ・ 当該法律事務所のシンガポールオフィスが生産する海外案件の価値
- ・ 当該シンガポールオフィスに拠点をおいて業務を行っている弁護士の数

¹⁶ 同上

¹⁷ Legal profession(International Service)Rules 2008, rule11(1)(b)

¹⁸ Award of the second round of Qualifying Foreign Law Practice licences, 19 Feb 2013 Posted in Press releases

<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases.html>

¹⁹ Award of Qualifying Foreign Law Practice licences, 5 Dec 2008 Posted in Press releases

<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases/award-of-qualifying-foreign-law-practice-licences.html>

- ・ 当該シンガポールオフィスが強みとする実務分野
- ・ 当該シンガポールオフィスが、当該地域の統括拠点として、どの程度機能しているか
- ・ 当該法律事務所の全世界及びシンガポールにおける実績

原則として、FLP はシンガポール法を扱えないこととしている現地の外弁規制の例外中の例外ともいえる、この QFLP ライセンス許可及び更新の許否は、上記目的を達し得る範囲において、限定的にしか認められていない。

かように、政府が政策的な調整を加えながら実施する方針を採用しているため、いつ、いくつの参入を認めるかは今後とも政府の裁量にのみかかり、次のライセンスは早々にはでないものと予見される。

日系法律事務所も、この QFLP ライセンスを取得できれば、大きな飛躍のチャンスとなることは間違いない。しかし、ライセンス取得の条件をクリアするのは、上記のとおり非常に厳しいため、今後、政府間の交渉などによって、条件が緩和されるなどの状況の変化がない限り、現段階では可能性としては低いであろう²⁰。

(3) 連携の必要性

①現地法曹関係者との連携の必要性

上記のとおり、シンガポールの外弁規制のもとにおいては、日本法弁護士を含めた外国法弁護士は、原資格国および国際法に関するアドバイスのみ行うことができるという制約がある。かかる制約のもとにおいて、シンガポールで業務を行う日本法弁護士はいかなる業務を行っているのだろうか。

現在シンガポールに進出している日本法弁護士の主要な役割の一つと言えるのは、日系企業クライアントと現地法律事務所及び周辺国の法律事務所との間の「コーディネート業務」である。

すなわち、日系企業からシンガポール法に関する相談があった場合、依頼内容を整理した上で、適当な現地法律事務所を選定し、依頼する。その後、現地法律事務所から得られた成果物を再度精査し、依頼内容との齟齬がないかを確認した上で、クライアントにクオリティの高い成果物を、迅速にフィードバックするという役割である。

日本法弁護士を間に介することで、クライアントが直接現地の法律事務所に依頼する際に問題となるであろう、「日本的なビジネス感覚を理解してもらえない」、また「言葉の壁によって意思疎通が上手くいかず、意図が正確に伝わらない」、などといった問題を回避できるようになる。どの現地法律事務所（またはどの現地シンガポール法弁護士）を選定し、具体的にどういった内容を回答してほしいのかを、いかに的確かつ迅速に指示

²⁰ シンガポールの外弁規制の詳細については、「現地の外弁規制等、法曹有資格者の活動環境について」のレポートに記載する。

できるかが、このコーディネーター役としての日本法弁護士の腕の見せ所となる。

かように、現在シンガポールに進出している日本法弁護士の重要な役割の一つは、このコーディネーター業務である。かかる業務を高いクオリティを維持して行うためには、現地法律事務所および現地シンガポール法弁護士に関する知識を十分に備えておくのはもちろんのこと、現地法曹関係者と円滑なネットワークを常日頃から構築しておく必要がある。

②現地政府との連携の必要性

詳細については下記において検討するが、シンガポール政府は、中央省庁の下に法的機関を傘下に組織化し、また各省庁内においても、非常に細かく部門が分かれている。日系企業の円滑な企業活動支援のためには、これら現地政府機関との連携体制の構築も当然に必要となってくる。

第三． 現地法曹との連携体制について

1． 現地法曹の活動の実情

シンガポールの法律業界は、比較的自由化が進んではいるものの、上記のとおりシンガポール法という核心的部分については固く守られている。日系法律事務所や、その他大手インターナショナルローファームも、シンガポールに進出している中、現地法律事務所の活動の実態および現地シンガポール法弁護士の能力、活動状況等はそのようなものとなっているのか、以下詳述する。

(1) シンガポール法律事務所

2013年シンガポール法律事務所トップ25ランキングにおいて、1位となったのは、前年に引き続きシンガポールにおける最大手事務所 Allen & Gredhill 法律事務所であった。所属弁護士数は352名と日本の大手法律事務所と異ならないほどの規模を有し、能力の高いシンガポール法弁護士の中でもトップクラスの者が業務を行っている。シンガポール法弁護士は、日本法弁護士のように深夜までの長時間労働を好まず、深夜まで業務を行うこともほとんどない。しかし、分野によっては連日深夜まで働くシンガポール法弁護士もいる²¹。

続いて、2位にランキングしたのは、こちらもシンガポールにおいては最大手の法律事務所、Rajah & Tann 法律事務所である。所属弁護士数も335名と1位の Allen & Gredhill 法律事務所と異ならない。同事務所は、シンガポール以外にもカンボジア、中国、インドネシア、ラオス、マレーシ

²¹ Allen & Gredhill 法律事務所弁護士へのインタビュー。

ア、ミャンマーに同事務所のブランチや提携事務所を有しており、東南アジア全体を網羅する法律サービスを提供している。また、同事務所シンガポールオフィス内にはジャパンデスクが存在し、シンガポール法資格を取得している日本人弁護士や日本からの研修弁護士が業務を行っている。このような、現地法律事務所や英米系法律事務所内のジャパンデスクで業務を行う弁護士の役割も、日系法律事務所の日本法弁護士と同じく、日系企業からの依頼時における、現地シンガポール法弁護士とのコーディネート業務である。しかし、かかる場合には、同事務所内のシンガポール法弁護士との間のコーディネートを行うこととなる点が、日系法律事務所の場合と異なる。すなわち、日系法律事務所の日本法弁護士は、クライアントからの依頼があった場合に、どの現地法律事務所を選択するかを選択肢が広い。しかし、現地法律事務所ジャパンデスクの場合には、同じ事務所のシンガポール法弁護士との間での話のため費用の交渉なども行い易く、また日頃からの密な連携体制を構築できる点などが、利点であるといえよう。

表3：2013年シンガポール法律事務所ランキング

順位	事務所名	2012年 ランキン グ	ローカル ／外国法 (事務 所)	2013年 弁護士数	2012年 弁護士数
1	Allen&Gredhill	1	ローカル	352	357
2	Rajah & Tann	2	ローカル	335	355
3	Wongpartnership	3	ローカル	280	270
4	Drew & Napier	5	ローカル	224	188
5	Rodyk & Davidson	4	ローカル	210	205
6	Stamford Law Corporation	11	ローカル	98	68
7	Baker & Mckenzie Wong & Leow	6	外国法	97	88
8	Rhtlaw Taylor Wessing	12	ローカル	84	66
9	Shook Lin & Bok	8	ローカル	82	81
10	Clifford Chance	9	外国法	70	70
11	Khattarwong	7	ローカル	67	85
12	TSMP Law Corporation	16	ローカル	67	50
13	Norton Rose Fulbright	10	外国法	62	70
14	Allen & Overy	13	外国法	58	58
15	Colin NG & Partner	16	ローカル	57	50
16	Harry Elias Partnership	14	ローカル	56	58
17	Herbert Smith Freehills	15	外国法	54	54
18	Linklaters	18	外国法	50	48
19	White & Case	19	外国法	45	46
20	Kelvin Chia Partnership	21	ローカル	44	40
21	Tan Kok Quan Partnership	23	ローカル	43	38

2 2	ATMD Bird & Bird	2 0	ローカル	4 0	4 3
2 3	Latham & Watkins	2 1	外国法	3 9	4 0
2 4	Lee & Lee	2 3	ローカル	3 8	3 8
2 5	Tan Peng Chin	2 5	ローカル	2 6	2 7

いずれの法律事務所も、より質の高い成果を出せるよう、分野を細かく分け、各分野ごとに専門弁護士を配置している。

日本法弁護士は、どの案件をどの事務所に依頼すべきかを、正確かつ迅速に決定できるよう、こうした各事務所の特徴を十分に把握しておく必要がある。

表 4：各法律事務所が得意とする分野

得意とする分野	事務所名
金融・ファイナンス (国内)	Allen & Gredhill LLP
	WongPartnership LLP
	Drew & Napier LLC
	Rajah & Tann Singapore LLP
	Rodyk & Davidson LLP
	Shook Lin & Bok LLP
	Asia Practice LLP
金融・ファイナンス (国際)	Allen & Overy
	Clifford Chance
	Linklaters Singapore Pte. Ltd
	Baker & Mackenzie.Wong & Leow
	Herbert Smith Freehills
M & A (国際)	Hogan Lovells Lee & Lee Jones Day
	Allen & Overy Clifford Chance
紛争解決：仲裁	Herbert Smith Freehills
	King & Spalding
	Allen & Gredhill LLP
	Clifford Chance
	Ashurst
	Hogan Lovells Lee & Lee
	Baker & Mckenzie.Womg & Leow
	Clyde & Co Clasis Singapore DLA Piper Singapore Pte Ltd
知的財産 (国内)	Allen & Gredhill LLP
	ATMD Bird & Bird LLP

	Amica Law LLC
	Rodyk & Davidson LLP
	Lee & Lee
	Ravindran Associates
	Donaldson & Burkinshaw LLP
不動産（国内）	Allen & Gredhill LLP
	WongPartnership LLP
	Rodyk & Davidson LLP
	Baker & Mckenzie.Wonf & Leow
	Lee & Lee
	Stamford Law Corporation
競争法／独占禁止法	Allen & Gredhill LLP
	Drew & Napier LLC
	Rajah & Tann Singapore LLP
	WongPartnership LLP
雇用	Allen & Gredhill LLP
	ATMD Bird & Bird LLP
	Baker & Mackenzie.Won & Leow
	Rajah & Tann Singapore LLP
	WongPartnership LLP
	Drew & Napier LLC
	Shool Lin & Bok LLP
税務	Allen & Gredhill LLP
	Baker & Mckenzie. Wong & Leow
	Drew & Napier LLC
	WongPartnership LLP
	KhattarWong LLP
	Rajah & Tann Singapore LLP

Chambers & Partners ウェブサイトより作成

（２）シンガポール法弁護士

現在シンガポールにおける弁護士の総数は、約５２６０人であり、そのうち日本法弁護士を含む外国法弁護士の数は約１２００人となっている。

シンガポール国民の総人口５４７万人から計算すると、国民約１０４０人に１人の割合で弁護士が存在する事になる。

日本と比較してみると、２０１４年の日本の弁護士総数は、３５，０４５人であり、人口総数１億２７０２万人から計算すると３６２４人に一人の割合で弁護士が存在している。日本との比較においては、弁護士数は十分に存在するといえる。

天然資源に乏しいシンガポールにおいては、「人的資源こそが最大の資

源」と考えられている。かかる観点のもと、シンガポール政府は国民の教育に非常に力を入れており、同国の教育水準は世界トップレベルを維持している。このように高い学力を誇るシンガポールの学生の中でも、法曹を志す学生の学力は、最高レベルと言われている。

また、シンガポールの学生は、同じコモンロー体系のイギリスの大学などに留学し、法学部の学位を取得する者が多い。シンガポール政府は、こうしたグローバルな教育を受けた法曹の教育を推進すべく、イギリスを始め、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダ、ホンコン、マレーシアなどのシンガポール政府が承認した大学で法学部の学位を取得した者には、シンガポール司法試験の受験資格を与える制度を設けている。こうした制度を設けることで、シンガポールの優秀な若い世代が、さらに海外へ留学し学ぶことに意欲を持ち、グローバルな人材が生まれやすい環境が整っているといえる。

かくして、シンガポールの高い教育水準、グローバルな人材が生まれやすい法曹養成制度のもと、晴れて法曹となったシンガポール法弁護士のレベルは非常に高い。同じく能力の高い日本法弁護士との仕事の能力の差もほとんどないと考えてよい。

シンガポール国民の7割以上は中華系であり、またシンガポールのローカルスクールは、中国語が必須科目となっている。このためシンガポール人のほとんどは、英語と中国語に堪能であり、言語的なアドバンテージも日本法弁護士と比較して非常に大きい。

ただし、日系企業や現地日本法弁護士へのヒアリングにおいては、若干のワーキングスタイルの違いも指摘されている。日本法弁護士ほどの長時間労働は好まず、締め切りに対する感覚などが日本人とは若干異なる点、また専門意識が強く、自分の専門外の案件については回答しない場合が多い点、聞かれた論点以外についての法的な問題点はカバーしてもらえない点、などが日系企業のクライアントからみると、日系法律事務所の弁護士の方が質の高い仕事をしてもらえると感じる場合もあるようである。

2. 周辺国との連携体制

シンガポールに進出を行っている日系企業のほとんどは、同国内のみならず周辺国のネットワークをコントロールするための、統括拠点を置いている。したがって、必然的に取り扱う案件も東南アジア全体の問題が絡む事も多い。

こうした依頼に対応するため、日系法律事務所は、東南アジアの各国に支店をオープンしている。これら、日系法律事務所の各国支店との連携によって、東南アジア全体に関わる案件にも対応する事が可能となっている。

また、事務所によっては、すでにシンガポールオフィス内に、インド法弁護士やマレーシア法弁護士が所属しているところもある。

また、日本法弁護士自身も、インド、インドネシア、ベトナムなど周辺国への駐在経験を有するものも多い。このような各弁護士独自の経験をいかしたセミナーの開催などは、日系企業からの人気は非常に高い。

表5：日系法律事務所の在東南アジア事務所

事務所名	シンガポール以外の 在東南アジア事務所	設立年月日
西村あさひ法律事務所	ホーチミン	2010年9月
	ハノイ	2011年11月
	ヤンゴン	2013年5月
	バンコク	2013年7月
	ジャカルタ ²²	2014年11月
森・濱田松本法律事務所	バンコク（デスク）	2013年9月
	ヤンゴン	2014年4月
TMI 総合法律事務所	ヤンゴン	2012年10月
	ホーチミン	2011年12月
	ハノイ	2012年10月
	プノンペン	2014年7月
長島・大野・常松法律事務所	バンコク	2014年4月
	ホーチミン	2014年6月

3. 現地法曹との連携体制に関する考察

(1) 日系企業支援の観点

① 現地法曹関係者との連携

上記の通り、シンガポールローカルの法律事務所でトップランクに入る事務所は規模も非常に大きく、東南アジア周辺国へのネットワークを有している事務所も多い。また、先述のとおり、シンガポール法弁護士の高く、シンガポールという国自体が法整備もされており汚職も少ない。このような環境のもと、日本法弁護士は、クライアントからの依頼を法律問題として翻訳し、要点をとらえた質の高い回答を現地シンガポール法弁護士から得る事に集中できる。

上記とおり、数ある現地ローカル法律事務所は、各々得意とする分野も異なる。現段階において日系法律事務所は既に、案件によって依頼する事務所を常時5～6カ所確保し、連携体制を構築している。上記データからも明らかなおと、シンガポールにおいては Allen & Gredhill 法律事務所および Rajah & Tann 法律事務所がその規模も大きく、日系法律事務所がよく依頼を行う現地法律事務所となっている。またシンガポールに進出してい

²² インドネシアにおいては、外弁事務所の設立は許可されていないため、提携事務所を開設している。

る英米系法律事務所は、世界でもトップクラスの規模を有する。現在シンガポール法を扱える資格を取得している事務所もあり、国際的に幅広いネットワークを保持しているこれらの事務所との連携体制の構築は、日系企業の法的支援という観点からは重要なものとする。これらの英米系事務所とも今後より密な連携体制を構築していく事が望ましい。

未だどの日系法律事務所もシンガポールに進出して2～3年であるが、今後10年、20年とシンガポールで活動すれば、おのずと密な連携体制を構築でき、更にスムーズなコーディネート業務が行えるものと思慮する。

②費用の問題

しかし、現時点においては、これらの現地法律事務所に対する法的支援は、日系企業が直接依頼を行う場合が比較的多い。

その理由は、やはりコストの問題である。

英米系法律事務所、現地法律事務所ともコストはシンガポールに進出を行っている日系法律事務所以上に高く、さらに仲介役として日本法弁護士を介在させるコストをかけるメリットを感じていない日系企業が多い。特に、シンガポールオフィス内に社内法務部を有するような企業においては、これら法務部員が、日本法弁護士が行うコーディネート役を行う事となる。ここに法務部員の存在意義があるのであるから、当然の結果ともいえる。

結果、日系法律事務所、日本法弁護士への依頼は、社内法務部がなくコストをかける余裕もある企業、法務部員の人数に比較して規模の非常に大きな案件の場合などに限定されている。

日本法弁護士も、現地法律事務所と企業のコーディネート業務を行うにあたり、費用の交渉も行うなどの努力も行っている。例えば、見積もりの段階で現地法律事務所360万円強のところ、交渉によって300万円ほどに下げたり、同じく会計事務所の費用に関し、当初の見積もりより100万円ほど下げてもらうなどの金額交渉にも成功している。法律事務所としては、一企業よりも多く案件を持っているため、相手方法律事務所や会計事務所との関係でもそのバーゲニングパワーは大きく、また先方から見て法律事務所からの依頼というのは（支払等の点も含めて）安心感があるという点が費用交渉の成功につながっている²³。

また、現地法律事務所のジャパンデスクで業務を行う弁護士も、営業活動の一環として同事務所内のシンガポール法弁護士に頼んで無料で回答してもらったり、コスト削減に対する努力も行っている。

かかる交渉がスムーズに行くためには、当然公私にわたった常日頃のネットワーク活動が重要であり、弁護士個人のコミュニケーション能力などを磨くなどの努力も必要である。

²³ 日系法律事務所弁護士インタビュー

③日系企業独自の連携体制の構築

日系企業のうち大企業といわれる企業は、日系法律事務所よりも長くシンガポールで活動している所も多く、中には50年、60年といったシンガポールにおける長い活動歴を有する企業もある。こうした企業は、すでに現地のローカル法律事務所や英米系法律事務所と独自の連携体制を構築しており、中にはコストの交渉も、上限額を設定してその範囲内で依頼を受けてもらえるかなど、かなり自由に行っている企業もある。

一方、先述のとおり、日系法律事務所がシンガポールに進出を行ったのは、ここ2～3年のことである。日本の東京事務所との付き合いがあるという関係で、シンガポールオフィスにも依頼がくる事があるが、上記のような歴史の古い企業が構築している他の法律事務所との間の連携の間に介入していくのは、現状としては難しいと言わざるを得ない。また、今後、シンガポールで企業活動を行うにあたり、現在連携体制を構築できていない日系企業も、今後独自の連携体制を構築していく可能性は十分にある。

(2) 邦人個人支援の観点

邦人個人の支援の観点からも、シンガポール法を使って処理しなければならないため、当然現地法曹関係者との連携体制は必要となってくる。

しかし、現在シンガポールに進出している日本法弁護士のほぼ全ては、企業の法的支援を対象としているといっても過言ではない。それでは、邦人個人が何か法律問題に巻き込まれた際に、それを担当してくれる日本人弁護士は皆無なのかと言えば、そうではない。現在、10年以上前に現地シンガポール法資格を取得した日本人弁護士が、現在大使館からの要請などを受けて、ほとんど一手に邦人個人の法律相談を引き受けている。

当該日本人弁護士が取得したシンガポール法資格は、上で述べた FPE 試験ではなく、シンガポール法を全範囲にわたって扱える資格である。したがって、邦人個人が抱えている家事事件や、場合によっては刑事事件なども処理する事ができる。実際には、当該弁護士は案件の処理を行うわけではなく、同事務所内にいる現地シンガポール法弁護士への引き継ぎを行うのみである。しかし、現地の法律や手続きの進行などについて、英語ではなく日本語で説明してもらえるだけでも非常にありがたく、現地在留邦人にとっては心強い存在である事は間違いない。

現時点においては、この邦人個人の支援を行う日本法弁護士の数自体が少なく、連携体制の構築を論じる段階ではない。

まずは、邦人個人の法的支援を行う日本法弁護士の増員も含め、支援の基盤をどう構築するかが先決と思量する。

第四．現地政府との連携体制の構築状況

1. シンガポール現地政府の役割

シンガポール政府は、中央省庁を筆頭に、その下位の各法定機関に業務を細分化し、高度に組織化されている。政府関係者の給与も高いため、役人の勤労意欲も高く維持されている。意思決定も非常に早く、まるで企業のような働きを行っている。かようなシンガポール政府の組織体制、機動力が、東南アジアの一小国にすぎなかったシンガポールを、世界でも有数の経済大国にしたと行っても過言ではない。

日系企業が、シンガポール現地でビジネスを行うにあたっては、その誘致から、現地の規制、各種届け出、許認可に関する手続きなど、現地政府への対応が必要となる場面が多い。

かかる場合に、企業と現地政府との間に入り、手続きの代行や交渉等のサポートを行う者を企業は必要としている。

また、シンガポール政府は規制を行うのみではなく、各種優遇政策の実施や企業への支援にも厚い。こうした政府との連絡体制を上手く構築する事が、日系企業がシンガポール現地において、さらなるビジネスの飛躍的な展開に必要不可欠であるといえる。

さらに、シンガポールの国が小さいという特徴から、現地シンガポール企業の上層部や現地法律事務所のパートナークラスになれば、政府の要人とのコネクションを有し、政府対応を円滑に行う環境を整えている。

上記政府からの規制対応や支援を受けるにあたっては、現地法曹関係者を始めとした企業をサポートする職に従事する者は、現地政府とのかような良好な連携体制を構築できていることが望ましい。

以下、現地政府の役割、企業への規制や支援制度などにつき、日系企業との間においていかなる関係があるのか、またどういった対応を行っているのかなどについて検討していく。

2. 各政府機関と日系企業の関係、および対応について

上記のとおり、シンガポール政府は非常に細かく組織化されており、その行う業務も多岐にわたる。以下においては、日系企業との関連がある政府機関につき、検討していく。

(1) Ministry of Manpower (MOM)

①就労ビザ取得手続き

(a)概要

この MOM は就労ビザ手続きを執り行うため、シンガポールで就労する者全てが、まず始めにこの MOM への手続きを行うこととなる。

シンガポールにおいては、外国人労働者を広く受け入れる政府の方針もあり、比較的就労ビザの取得は容易であった。しかし近年、シンガポール人の雇用を増やすべきだとの国民の要望を受け、シンガポール政府は外国

人労働者の受入数を制限する方針に転換し、段階的に就労ビザ取得の基準を厳格化している。これにより、日本人を含めた外国人労働者の就労ビザの取得が難しくなってきた。

例えば、日系企業の駐在員が取得する就労許可証（Employment Pass、以下「EP」という。）の最低月給は、2014年1月に従前の3,000ドルから3,300ドルに引き上げられた。

単純にこの最低月給基準を上回っていればビザが発行されるという訳ではなく、月給3,300ドル以上であっても申請が拒否される場合も往々にしてある。さらにその申請拒否の理由は明らかにはされない。また、EPの発行は許可されずS Passに降格されたり、発行期間を2年から1年に短縮されたりするケースが増えてきている。中には、就労ビザが取得できずに帰国を余儀なくされる日本人も増えてきている。

シンガポールにおいては、高学歴、高収入者に対しては比較的緩やかに就労ビザ（EP）の発行を許可する傾向があるが、中技術者、例えば美容師や調理師などS Passの発行に関わる場合には、その拒否に関し、厳格に判断されている。

かように、就労ビザの発行が拒否された場合には、法曹関係者、その他コンサルティング会社などがMOMとの間に入り、申請を許可してもらえよう交渉を行うこととなる。

(b)就労ビザ申請手続きにおける対応事例

現地日系美容院へのヒアリングによると、一度雇用している美容師のS Passの更新が拒否されたため、現地の日本法弁護士に交渉に入ってもらったがうまくいかなかった。その後、現地シンガポール法弁護士に交渉に入ってもらったところ、簡単に許可がおりたという。

これ以来、シンガポール法弁護士に交渉に入ってもらおうようにしているとのことである。やはり現地シンガポール法弁護士は、政府との何らかのコンネクションを有していたり、交渉技術に長けている事が伺える。

また、現地で日系中小企業を対象としているコンサルティング会社も、就労ビザの申請が拒否された場合の交渉を行っている。かかる場合、交渉時に、当該美容師がいかに優れた技術を有しているか、当該調理師にしか作れないものがあるなど、申請者の特殊技術をアピールすることで、許可してもらえる場合が多いとのことである。

(c)小活

かように、シンガポールにおいては、企業をサポートする業種が数多く進出し、また法律事務所比べて費用が安いということから、就労ビザ申請手続きなどは会計事務所やコンサルティング会社に依頼する企業が多い。今後も、日本法弁護士よりはコンサルティング会社やその他企業サポート業種の者の方が先に良好な連携体制を構築できる可能性が高いと考える。

表6：就労ビザの種類と取得要件

就労ビザの種類	対象者	取得要件
Employment pass	幹部・専門職	最低月給 S\$3,300
Personal Employment Pass	高収入 EP 保持者又は専門職	シンガポール国外における最終月収（申請の日より6ヶ月以内のもの）が S\$18,000 以上
Enter Pass	これからシンガポールにおいて新しく事業を始めようとするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ ACRA に登録されていること（ただし、先に登録する必要はなく、申請日より6ヶ月以内に行えばよい。） ・ 払込資本 S\$50,000 以上であること ・ 事業が違法でないこと ・ 申請者が当該会社の30%以上の株式を保有している事
S pass	技術者など中技術を保有する外国人就労者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低月収 S\$2,200 以上であること ・ 大学の学位を取得している事（技術資格なども考慮される） ・ 当該職の経験年数
Letter of Consent	Dependant's Pass 保持者	<ul style="list-style-type: none"> ・ Employment Pass 保持者の Dependant であること ・ シンガポールの雇用者からの職を有していること ・ 有効期限が3ヶ月以上の有効な Dependant's Pass を保持していること

MOM ウェブサイトより作成

②労務問題

(a)概要

MOM は、シンガポールにおける労務問題も所管している。

シンガポールの雇用関係はすべて就業規則によって決定される。

シンガポールの雇用契約の終了は、雇用者または被雇用者のいずれかによって行われる。雇用者は、通知期間分の給与を支払えばいつでも解雇することができる一方で、被雇用者の退職を拒否することはできない。被雇用者は、通知期間に定められた期間までに通知を行う、または通知期間の給与を補償することにより、いつでも退職する権利を持っているのである。かかる雇用制度は、雇用者側からの解雇を簡単にする一方で、優秀な

人材も簡単に他社へ流出してしまうという人事上の問題も孕んでいる。

総じて、解雇問題は日本との比較においても簡単に処理ができ、問題となる事も少ないが、やはり企業、特に日系企業の中には現地の制度がよくわからないということもあり、よくある法律問題の一つとして労務問題を耳にする。

(b) 労務問題に関する対応事例

まず、就業規則などの作成につき、法律事務所に依頼したいと考えている企業は多い。しかし、中小企業などの中には費用を削減したいということから、ひな形を入手して自分たちで作成したり、コンサルティング会社などに大まかなチェックを依頼したりすることですませている企業も多い。

シンガポールには、社労士という職業がないため、日本であれば社労士に相談できるような事が、シンガポールでは相談できない。そのため、企業自らが MOM と直接話をして労務問題を解決している。

そういった問題を気軽に法律事務所に相談できれば、非常にありがたいと感じる企業もある。

また、会社に20年以上も長く居座る現地従業員を、会社としては解雇したかったのだが、シンガポールの定年後の従業員の再雇用制度を主張され、解雇できなかった。その際、現地のシンガポール法弁護士を使い、交渉によって契約にはない退職金を渡す事で解決した。

MOM は労働者の保護に厚く、解雇された者が MOM に不当を訴えた場合、就業規則が審査の対象となる。そのため、まずは就業規則を法律にきちんと適用させる必要があり、弁護士にチェックを依頼する必要がある。

その後、被解雇者との間で紛争となった場合、紛争解決までにかかった時間の給与相当額及びペナルティを支払わなければならない。そこで最後まで争うか、一定の金額を支払って示談で解決するかという交渉が行われる場合が多い。これまで弁護士に介入してもらったことはないが、今後十分に可能性はある。

(c) 小活

この労務問題に関しては、場合によっては紛争にまで発展する可能性がある。そのため、就業規則の作成段階から留意しなければならず、かかる問題についてはやはり法律のスペシャリストである弁護士が介入する事が望ましい。しかし、やはり中小企業などにおいては、費用をかけたくないということで、他業種に依頼したり自分たちで作成したりと代案ですませている。法的な責任や正確性は担保されないが、質をとるのか費用をとるのかで落としどころを探っているというのが、中小企業の実情である。

この点の費用の問題もふくめて、今後どのようにサポート体制を構築すべきなのかの検討等については、後述する。

(2) Accounting And Corporate Regulatory Authority (ACRA)

この ACRA は、Registry of Companies and Businesses (RCB)と the Public Accountants' Board (PAB)を統合することにより、2004年4月に設立した法廷機関である。シンガポールで設立される会社の登記手続きなどを行っている。

下記の①～④の形態に関しては、事業の開始に先立ち登記手続きなどをこの ACRA に対しておこなわなければならない。

シンガポールにおいては、日系企業を含めた外国企業は以下のいずれかの形態で事業を実施することができる。

- ①支店
- ②現地法人（子会社）
- ③個人事業体またはパートナーシップ
- ④有限責任パートナーシップまたはリミテッドパートナーシップ
- ⑤駐在員事務所
- ⑥ビジネストラスト（business trust）

①外国企業の支店設立

外国企業はシンガポールに事業所を設立し事業を開始するのに先立ち、この ACRA を登記先として登記を行う義務がある。

支店の登記手続きには、支店名の申請と支店登記の手続きがあり、いずれも ACRA の「BizFile（オンライン登録）」を利用して行うことができるが、外国企業の支店を登記する場合には、弁護士事務所、会計士事務所など専門家に登記手続きを委託することが一般的である。支店登記に先立ち、支店名の許可を ACRA から取得しなければならない。他の現地会社と同一の商号、使用不適切な商号は許可されない。支店はシンガポールにある登記上の事務所を維持する義務がある

シンガポール支店を持つ外国企業には、シンガポールで設立された現地企業と類似の申告義務および報告義務が課せられる。本社の所在国の法規がシンガポールと異なって財務諸表の作成が不要の場合、本社の貸借対照表の ACRA への提出が最低限必要とされている。

②現地法人の設立

シンガポールで 現地法人（子会社）を設立する場合にも、ACRA への登録が必要となっている²⁴。

法人の登記手続きには会社名（商号）の申請と設立手続きの2つのステップがあり、いずれの申請も ACRA の「BizFile（オンライン登録）」を利用して行うことができるが、外国人または外国企業が株主となる子会社を設立する場合には、弁護士事務所、会計士事務所、公認秘書役など専門

²⁴最も一般的な形態は有限責任株式会社（Private company limited by shares）である。

家に設立手続きを代行する事が多い。

また、シンガポールで法人を設立するには、会社名の許可を ACRA から取得しなければならない。

シンガポールで設立された企業は定期的に申告および報告を行う義務がある²⁵。

年次株主総会の開催月に、年次報告書と監査済財務諸表の写しを BizFile を通じて ACRA に提出する必要がある。

③個人事業体および合資会社の設立

個人事業体 (Sole Proprietorship) 1名の個人または法人により所有・登録された法人格を持たない事業体をいい、その所有者は経営上の損失、その他のリスクについて法律上の全責任を負う。個人事業体の登録を行えるのは、シンガポール国籍を持つ個人、または永住権保持者、エントレパスを保有する外国人、シンガポールで登記された法人に限定される。外国企業または外国人が個人事業体を直接登録することはできない。

名前の許可を得て ACRA に事業体登録を行った場合は、個人事業体として事業を行うことが可能であるが、個人事業体で執り行えない事業が事業登録法 (Business Registration Act) に規定されている。最初の登記料は名前の許可料 15S ドルを含めて 65S ドルであり、その後 50S ドルの年間更新料を毎年 ACRA に支払う。個人事業主は、会社法の規定に基づく会計監査の実施や ACRA へ監査済財務諸表の提出義務はない。

(b)登録手続きなどに関する対応

上記のとおり、会社の支店や現地子会社の設立手続きなどを、法律事務所や会計事務所が代行する事が多い。

また、役員変更のアップデート等も行う必要がある。シンガポールにおいては、非上場の会社も決算書を年に1回作成し、ACRA に提出しなければならない。提出した決算書は公開される。かかる業務も、会計事務所などが行う事が多い。

さらに、シンガポールの会社は、カンパニーセクレタリーを設置する必要があり、このカンパニーセクレタリーを日本法弁護士が行っている場合もある。かかる業務の中で ACRA とやり取りを行う事もある。このカンパニーセクレタリーは、会計業務と法務、両方の業務を合わせたような業務であり、会計事務所、法律事務所どちらもこの業務を行う事が可能であるが、やはりコストの観点からは、カンパニーセクレタリー専門会社や会計事務所に依頼する企業が多い。

²⁵最初の年次株主総会を設立日から 18 カ月以内に開催し、それ以降は 1 年に 1 回、かつ前回の年次株主総会の開催日から 15 カ月以内に年次株主総会を開催する必要がある。取締役は年次株主総会において直前の会計年度の監査済財務諸表を株主に提示することが求められる。監査済財務諸表は年次株主総会開催日の 6 カ月前以内に作成されたものでなければならない。

(c)小活

会社設立の際の ACRA への登録手続きや、その後の役員情報の更新などにつき、日本法弁護士が行う場合もある。また、会社のカンパニーセクレタリー業務も弁護士に依頼したいという日系企業のニーズもある。これらの業務を通じて、今後 ACRA との連携体制を構築していく事を期待するが、交渉ごとなどがそれほど頻繁にない限りは、単なる書面による事務手続きに終始し、政府関係者と実際に会って機会があるのかは疑問である。

また、これらの業務は先述のとおり、会計事務所でも行う事が可能な業務となっているため、コストの観点から会計事務所に依頼を行う企業も多い。今後も当業務については、これら会計事務所やコンサルティング会社の方が、日本法弁護士と同程度もしくはそれ以上に依頼が多くあるのではないかと推察される。

(3) Singapore Economic Development Board (EDB)

①EDB の歴史

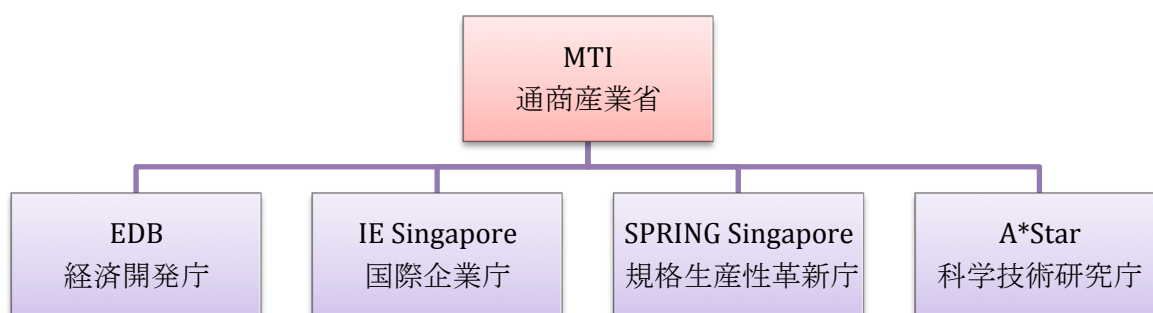
EDB は Ministry of Trade and Industry Singapore (通商産業省、以下「MTI」という。)の傘下にある法定機関である。

この MTI の傘下となっている法定機関には、EDB の他、International Enterprise Singapore (国際企業庁、以下「IE Singapore」という。)、Singapore Standards, Productivity and Innovation Board (規格生産性革新庁、以下「SPRING Singapore」という。)、Agency for Science, Technology and Research (科学技術研究庁、以下「A*Star」という。)がある。

1960年代、高い失業率と労働不安に悩まされたシンガポールは、雇用創出のためにシンガポール初の工業団地、ジュロン工業団地が誕生した。当時、1億ドルの予算を投じて設立されたのが、この EDB であった。

EDB は、シンガポールがビジネスに適した場所であることを海外投資家にアピールする取り組みを開始する。

シンガポールをビジネスの拠点とする政策を推進するために、ヨーロッパ、米国、アジアの各地に EDB の事務所を増設した。チューリッヒ、パリ、大阪、ヒューストンなどに続々と海外事務所を新設し、現在では13カ国22カ所にネットワークを有するまでに至っている。



②EDB の役割

(a)外国企業誘致活動

日系企業を含めた外国企業が、シンガポールへ統括拠点を次々と設置しているのは、シンガポール政府、特にこの EDB による積極的な誘致活動による。同庁のホームページは、シンガポール政府で唯一日本語での閲覧が可能となっているくらい、日系企業の誘致に積極的である。（他に、中国語、ドイツ語での閲覧が可能。）

この EDB は、経済戦略の立案、実施を担う政府機関であり、ビジネスのハブとしてのシンガポールの地位強化に尽力している。国内外の投資家を誘致するにあたり、法制度の整備や情報の集約などすべての手続きを支援する、ワンストップセンターとして機能している。

かかる同機関の支援とその地の利の良さが相まって、東南アジアにおいて、人材、物流、金融、情報が活発に行き交う大きなハブとして大きな発展を続けている。

シンガポールでは、人脈やマーケット情報を得るためのネットワークも構築しやすく、政府の運営の透明性も高い。

こうした諸条件がインセンティブとなり、シンガポールに統括拠点を置く企業の数が増えている。

地域統括拠点設置例²⁶

<楽天株式会社>

2012年、楽天株式会社が、シンガポールにアジア統括本部となる楽天アジアを設立した。楽天は、シンガポールをプラットフォームとして活用し、アジアや世界市場で新たな成長ステージを展開しようとしている。多様な機能をシンガポールの統括本部に持たせることによって、アジア地域の市場ニーズに素早く対応し、需要を取り込むことが可能となる。

²⁶ EDB ウェブサイトより

<住友化学>

住友化学は2013年4月に、アジア圏での事業をさらに拡大するため、またアジア太平洋地域への進出を支援するため、「住友化学アジアパシフィック（SCAP）」をシンガポールに設立した。SCAPは住友化学のアジア太平洋地区に於ける支援統括会社として、人事・法務・経理・情報システムなどの事業支援サービスを提供するとともに、近隣エリアのマーケティングも支援する。また、新規ビジネスを発掘するための事業開拓も進めており、シンガポールを拠点とした、今までに無い新しいビジネスの開発をも目的としている。このような住友化学のシンガポールにおける急速な事業展開や、研究開発の計画には、シンガポール政府が国を挙げて積極的に企業の誘致を推進し、支援を充実させていることが大きく寄与している。

(b)EDB が行う優遇税制

i. 地域統括会社（RHQ）

EDBは、RHQ（Regional Headquarters）という優遇税制を設けており、アジア太平洋地域の統括拠点をシンガポールに置く企業で政府の認定を受けた企業（以下、「当該企業」という。）は、増分適格所得について3年間にわたり15%の軽減税率が適用される²⁷。

適格所得とは海外のマネジメントフィー、サービス料、売上、貿易所得、ロイヤルティを指す。地域統括本部の認定を受けるには、投資額、シンガポールでの事業規模など公表されている規定の基準を全て満たさなければならない。最初の3年目以降は、当該企業が要件を全て満たす場合にかぎり更に2年間にわたって15%の軽減税率が適用される。

RHQの認定を受けるためには、以下の要件を満たす必要がある。

- ・シンガポールで設立又は登記された会社であること
- ・業界内で一定以上の実績及び規模を有する企業グループの会社であること
- ・グループの指示命令系統における中枢機関であり、明確な管理統括機能を有すること
- ・下記表（地域統括会社の要件）の要件を満たすこと

地域統括会社としての外形的な要件を満たす必要がある。資金面では、最低資本金と支出費用の最低額が定められている。また、サービスの提供国が3カ国以上でなければならないということに加えて、人事面では、3年以内に10名以上の専門職員を雇用し、かつ上位5名の平均年収が10万Sドル以上である必要がある。

²⁷所得税法 43E 項

表 7

項目	要件
資本金	<ul style="list-style-type: none"> ・適用開始から1年以内に、払込資本金 S\$ 20 万以上有すること ・適用開始から3年以内に、払込資本金を S\$ 50 万以上有する事
事業支出	<ul style="list-style-type: none"> ・適用開始から3年以内に、年間事業支出（総営業費用から国外外注費、原材料、部品・梱包費を控除して算出）を S\$ 200 万以上増加させること ・適用開始から3年間の総事業支出の累計額が S\$ 300 万以上増加させること
サービス	3 つ以上の会社サービスを3カ国以上の国外ネットワーク会社（子会社、兄弟会社、支店、合弁会社、駐在員事務所を含む）に提供すること
人事	<ul style="list-style-type: none"> ・常時、国家技術資格2級以上の資格を持った従業員を75%以上雇用 ・適用開始から3年以内に、10名以上の専門職者（大学やカレッジの学位を取得している者）を雇用 ・適用開始から3年以内に、上位5位の経営幹部の平均年収が S\$ 10 万以上

ii. 国際統括会社 (IHQ)

RHQ の適格要件を大幅に超える大規模統括会社は国際統括会社 (IHQ : International Headquarters Award) として申請することができる。IHQ の認定は EDB との協議によって決められ、企業のシンガポール経済への貢献度合いや EDB に対するアピール・交渉力が影響するとされている。

IHQ として認定されると5年から10年間（最長20年）の期間に渡り、所得の増加分（経営、サービス、販売、貿易、ロイヤルティ）に対して5%もしくは10%の軽減税率が適用されるほか、個別のインセンティブ・パッケージ (IHQ Award) が適用される。

<IHQ 企業例：パナソニック>

2005年、パナソニック・アジア・パシフィックが「IHQ 国際統括会社」として認定された。同グループはシンガポールに11の子会社を有し、長期間シンガポールに投資してきたことが認められ、IHQ として認定された。

現在は地理的な優位性、優秀なロジスティクス能力、先進的な情報通信インフラや優秀な人材などシンガポールの拠点としての強みを活かして、パナソニックなどの企業はシンガポールを地域統括拠点、サプライチェーン、金融、IT、人事、人材開発、エンジニアリングなど、その他本社機能をもった重要拠点として活動している。

iii. 小活

これらの優遇税制に関しては、日本法弁護士は税制に関するアドバイスなどは行うが、実際の手続きに関しては、やはり税金に関する専門知識を必要とするため、税理士などを有するコンサルティング会社が対応を行うこととなる。

(c)人材育成事業

また、EDB は人材育成にも力を入れている。

優秀な人材の流出してしまうといった問題や、東南アジア諸国全体を見据えたビジネスにおける、言語、文化、慣習、宗教などが異なる多様な従業員を管理できる人材も必要としている日系企業も多い。

こうした政府、企業双方の思惑が合致し、近年では以下のような人材育成の取り組みがなされている。

<ソニー>

ソニーは 2012 年 1 月、シンガポールに次世代幹部の育成機関「ソニー・ユニバーシティ」を開校した。初の海外キャンパスとなる。ソニーの世界の従業員を対象に、幹部人材の育成を行う。シンガポールを開講先として選択した理由は、優秀な人材が豊富であること、知的ハブを目指すシンガポールの政策の存在を指摘している。

<東芝>

シンガポールにキャンパスを有する仏経営大学院インシアードと提携し、2010 年 10 月からアジア太平洋地域の現地法人の中間管理職を対象とした研修プログラムを開始した。幹部候補生にマネジメント、リーダーシップスキルの研修を行い、経営の現地化を図るのが狙いである。

<横河電機>

横河電機は 2011 年 6 月、幹部育成機関「ヨコガワ・リーダーシップ・インスティテュート」を設立した。経営幹部に必要なスキルや能力を備えた人材育成を目的に、今後 3 年間で、100 人程度の幹部研修を行う計画である。

<住友化学>

住友化学は 2012 年 1 月、フュージョノポリスにグローバル人材育成施設「スミトモ・ケミカル・トレーニング・インスティテュート」を開設した。アジア太平洋地域内で横断的な研修を企画・実施し、次世代リーダーの育成を目指す。海外売上比率 50%、海外従業員比率も 40%程度に高まっており、国籍を問わず優秀な人材を積極的に経営幹部に登用する方針を打ち出している。

<三井化学>

シンガポール経済開発庁（EDB）及び三井化学株式会社は、シンガポール人を対象とした三井化学-シンガポール間人材育成プログラムを共同で構築した。本プログラムにおいては、シンガポール人学生が三井化学におけるインターンシップ・プログラムに参加できること、さらに、三井化学による奨学金が日本に留学するシンガポール人学生に与えられることとなっている。

(d)その他多様な業務

<パナソニック>

パナソニックの子会社パナソニック・ファクトリー・ソリューションズ・アジア・パシフィックは、シンガポールで屋内野菜栽培事業を始めると2014年7月31日に発表した。シンガポール国内初となる政府認定屋内野菜工場で徹底した管理、最適条件のもと育てられたサニーレタス、水菜、ラディッシュの3種類を手始めに、日本食レストラン「大戸屋」3店舗に納入する。この屋内工場生産により、日本から同等の高品質なプレミアム野菜を輸入するコストと比較して、大幅なコストメリットが得られるという。

<NEC>

NEC とシンガポール経済開発庁（EDB）は、サイバーセキュリティ、スマートエネルギー、ヘルスケア、IoT（Internet of Things）など、安全・安心・効率的な社会の実現に重要となる領域における共同研究や連携に関する基本合意書（MOU）を締結した。本連携は、NEC の先進的な IT ソリューション、およびシンガポールにおける人材開発プログラムや共同研究を通して、産業界の発展を促進・加速することを目指す。EDB の協力のもと、様々な業界に利益をもたらす新たな可能性や事業機会を創出する共通ビジネス基盤の開発を目指す。また、ヘルスケア領域について、NEC と EDB はより効率的な高齢者向けソリューションの共同開発などに取り組んでいく。さらに、サイバーセキュリティ領域では、シンガポールおよび周辺国のセキュリティ能力を高めるための人材開発、スマートエネルギー領域では、エネルギー管理、スマートグリッド、蓄電システムと再生可能エネルギーの連携などを推進していく。

(4) International Enterprise Singapore (IE Singapore)

①IE Singapore の役割

IE Singapore は、通商産業省(MTI:Ministry of Trade and Industry)傘下の法定機関の一つである。

同機関は、シンガポール企業の海外事業拡大と国際貿易の発展・促進を目的とする。シンガポール企業の海外展開を支援するため、市場情報の提供や実務能力向上の支援、海外における共同事業者の紹介などを行って

いる。

また、同機関では、外国企業が第三国に進出する場合に、シンガポール企業の中からビジネスパートナーの紹介も行う。シンガポール企業と外国企業の連携を促進することで、国際競争力やビジネス能力の向上を目指している。かかる各種施策を円滑に遂行するために、東京を含む世界各都市に幅広い国際ネットワークを構築し、新規開設予定の拠点を含め38カ所に活動拠点を有する。各担当市場において新たなビジネス創出に有望な業界・業態等についての情報を収集し、当該市場や第三国での事業を拡大するため、現地企業とシンガポール企業とのパートナーシップを促進している。

加えて、前述のグローバルネットワークにより、ターゲットとなる場に関する詳細な情報提供のみならず、政府高官、国際機関、各業界における重要な人物・機関等、有益なステークホルダーとの関係構築をサポートするなど、非常に手厚い各種支援を展開している。

②駐在員事務所申請

駐在員事務所の所轄当局は **IE Singapore** である。

駐在員事務所が実施できる業務内容は「販売促進活動と連絡業務」に限定されている。マーケティング、広告、市場調査などの業務を実施することは認められているが、契約交渉、受注、請求、支払金の徴収、アフターサービスの実施は認められていない。これは駐在員事務所が法人格のない組織として管理・取り扱いを受けているためで、法人に対して求められる申告義務は発生しない。駐在員事務所が上記の制限範囲を逸脱して業務を行う場合は支店または法人として登記する義務がある。

駐在員事務所を開設する外国企業は、設立後3年以上経過していること、売上が25万米ドル超であること、駐在員が5名未満であることが求められる。駐在員事務所の開設申請は、外国企業の設立証明書および直近の監査済財務諸表の写し（いずれも英文のもの）を添えて **IE Singapore** に行わなければならない。

③IE Singapore が実施している優遇税制（Global Trader Program（GTP））

IE Singapore が実施している優遇税制がこの **Global Trader Program（GTP）** であり。以下のような条件さえ満たせば、税率が5%になる場合があるため、現在日系企業が非常に興味をもっている優遇税制となっている。

石油製品、石油化学製品、農産物、金属、電子部品、建築資材、消費財などの国際貿易に携わる会社でシンガポールをオフショア貿易活動の拠点として位置付け、経営管理、投資・市場開拓、財務管理、物流管理の機能を有する会社は、認定されると特定商品のオフショア貿易による収益に対して5%または10%の軽減法人税率が適用される。

④小活

先の、EDB の優遇税制が法人税率 17% から 15% までにしか引き下げられなくなった関係で、現在では、この GTP を申請したいという日系企業のニーズが多い。

この優遇税制を受けるためには必ず、この IE Singapore と面談をしなくてはならない。

当局としても、税率を下げて大規模輸出会社を誘致したいという狙いがあり、企業側としても優遇を受けたいという希望がある。双方の意思は合致しているはずであるが、なかなか話がまとまらない事が多く、そういった場合に会計事務所やコンサルティング会社などが間に入って話をまとめている。

ヒアリングを行ったコンサルティング会社によると、交渉の内容は、数字を扱う専門的な話となるため、ここに弁護士が介入する事はあまり考えられないとのことである。

(5) Inland Revenue Authority of Singapore (IRAS)

シンガポールで事業や企業に課税される主な税金には、所得税、消費税 (GST)、印紙税、固定資産税、関税などがある。キャピタルゲインには課税されない。

シンガポールの税率は先進国中で最も低い水準であり、現在の法人税率は 17% である。シンガポールの革新的な税制は、この IRAS によって管理されている。

①個人所得税

個人所得税の納税額は、税制上の居住者か非居住者か、そして所得金額によって決定される。シンガポールでは累進課税を採用しているため、課税所得が低いほど、税額も低くなる。

シンガポール居住者の課税対象となる所得は、①シンガポールで生ずる所得と、②シンガポールで稼得する所得のみであり、国外源泉所得のうち、シンガポールに送金された所得については免税である。またキャピタルゲイン、受取配当金及び金融商品からの投資所得は非課税である。

表 8 : 居住形態による区分

区分	滞在期間	税率
居住者 Resident	183 日以上 の滞在	累進税率 (0~20%)
準居住者 Temporary Resident	60~183 日 未 満の滞在	15%又は累進 税率適用後の 金額 のいずれか大きい金額
非居住者 Non-Resident	60 日未満	免税

表 9

課税所得(S\$)	税率
0~20,000	0.0%
20,001~30,000	2.0%
30,001~40,000	3.5%
40,001~80,000	7.0%
80,001~120,000	14.0%
120,000~160,000	15.0%
160,001~200,000	17.0%
200,000~320,000	18.0%
320,001~	20.0%

居住者は「課税所得」に次の累進税率を乗じた後、税額控除等を差し引いて「納付税額」を算出する。なお、準居住者は所得(各種所得控除の適用なし)に15%を乗じた税額又は累進税率を適用して算出した税額のうち、多い方が「納付税額」となる。非居住取締役は、報酬に対し20%の税率で源泉徴収される。

②法人税

現在のシンガポールの法人税率は、17%と日本と比較しても非常に低い数字となっている。

納税義務者は、「居住法人」及び「非居住法人」に区分される。「管理支配地基準」で法人の居住地を判断するため、国外で設立された法人でも、実質的な管理支配の中心がシンガポール国内にあれば居住法人とみなされ、シンガポールでも課税の対象となる。

シンガポール国内での投資から得た配当や利益は、所得税法上免除されている場合を除き、所得税の対象となる。これらの配当・利益には、賃貸収入、株式や契約型投資信託の配当金、定期預金の利息などが含まれる。

国内企業も外国企業も、シンガポール国内で稼いだ所得と、シンガポールに送金された外国所得の両方に対して課税される。

居住企業も、非居住企業も、適用される税率はほぼ同じであるが、居住企業の場合には以下のような特典がある。

- ・シンガポールと一部対象国との間で締結された租税条約に基づく二重課税の防止
- ・国外で得た配当金、海外支社の収益、国外でのサービスで得た収益に対する租税免除
- ・最長3年間の新設企業のための租税免除

③小活

かかる税務手続に関しても、税務の知識が必要となるため、税理士が所属する会計事務所やコンサルティング会社などが行う事がほとんどである。これらのサポート企業の方が今後も、当該機関と良好な連携関係を築いていく可能性が高いと推察する。

(6) Monetary Authority of Singapore (MAS)

広範囲な通貨・金融政策を担当してきた通貨金融庁(MAS)は、2002年10月1日、造幣業務を担当してきたシンガポール通貨理事会(BCCS)を吸収し、シンガポールの中央銀行として機能している。

①業務内容

シンガポールの中央銀行として、i 通貨政策(通貨バスケット制度の管理、シンガポールドルの非国際化政策等を含む)の立案と政策実施、通貨発行、決済システムの監督、国庫金の取り扱い、ii 金融サービス(銀行、保険、証券、金融先物など)の包括的監督と金融安定化監視、iii 外貨準備管理、iv 国際金融センターとしてシンガポールの地位確立などを行う。

②管轄金融機関

銀行など金融機関が駐在員事務所を開設する際の所轄当局はこのMASとなる。登録にあたってはMASの所定フォームに記入のうえ申請する。

管轄金融機関は、商業銀行は2015年2月時点で、シンガポールに127行ある。そのうち、フル・バンクは地場銀行5行と外国銀行28行であり、ホールセール・バンクは外国銀行57行、オフショア・バンクは外国銀行37行である。なお、ACUは地場銀行、外国銀行を合わせて160行が利用している。その他、シンガポールには外国銀行支店が37カ店ある。

③政府対応について

シンガポールにおける日系金融機関の歴史は古いため、社内の上層部は政府関係者と既にある程度のコネクションは構築している。

また行内にも規制に対応する専門部門があるため、当該部門のナショナルスタッフが対応する事も多い。すでにこれらのナショナルスタッフは、政府関係者と顔見知りになっており、一定程度の連携体制は行内に既に構築できている。

金融規制に関する調査などには、大手の国際会計事務所が対応している。会計、財務などの専門知識を必要とし、また銀行業の実務を知らない

と対応できないということもあり、法律事務所に対応を依頼することは現段階ではあまり考えていないとのことである。

(7) Competition Commission of Singapore (CCS)

①CCS の役割

CCS は、独占禁止法の下、2005年1月1日に制定された法定機関である。

CCS は、ある行為が独禁法違反行為であるか否かを捜査し、且つ違反行為に該当するかを最終的に決定する。違反行為と決定した場合は、違反事業者に対して、契約の解除、変更命令、特定の行為の停止命令、合併の解消命令、課徴金の支払命令等を出す権限がある。また、CCS の捜査妨害をした企業や企業の担当者には刑事罰が課せられる。

シンガポール議会は、2004年10月19日に、日本でいうところの「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(いわゆる独占禁止法)に該当する法律である Competition Act (以下、「独禁法」という。)を制定した。

自由競争を経済発展の柱としているシンガポールであるが、電力、ガス、テレコム等、公共性のある一部業種については、従来から各事業法のもとで市場取引の独占を禁止する。

独禁法は、市場を効率的に機能させること、シンガポール経済の競争力を強化すること、及び一般消費者の利益を確保することを目的とし、私的独占、不当な取引制限を禁止する。したがって、同法自体は、事業規模に関係なく、商業的、経済的な意味合いを持つ如何なる事業活動に適用される。

もともと、実際に取締りを行う行政上の人的、経済的資源の有効活用や事業者側のコンプライアンス・コストという観点から、CCS は全ての違反行為に介入するわけではなく、市場にある程度、悪性の影響力を及ぼす事業活動に焦点を当てて取締りを行う方針をとっている。加えて、その活動を規制するか否かの決定の際には、かかる活動が創出するであろうイノベーション、生産性、及び長期的経済効果の側面をも考慮するなどしている。

②日系企業が対象となった事例

(a) ベアリングカルテル (2014年5月)

シンガポール独占禁止委員会 (CCS) は日本企業 4 社とそのシンガポール子会社がベアリング (軸受け) の販売でカルテルを結んでいたと 5 月 27 日に認定し、うち 3 社に計 930 万 S ドル (約 7 億 6,500 万円) の制裁金を科した。

4 社は 2 ヶ月以内に不服を申し立てることができる。

CCS の調査によると、4社は日本とシンガポールで1980年から2011年まで、情報交換のため定期的に会合を持ち、シェアと収益維持のため価格カルテルを結んだ。

外国の企業が絡んだ初のカルテル摘発となった。

(b)航空貨物（2014年12月）

公正取引委員会（CCS）は4月1日、日本の物流会社を含む11社とそのシンガポール子会社に、競争法（独占禁止法）違反があったと仮認定したと発表した。日本からシンガポールへの航空貨物輸送で価格カルテルを結んだ疑いがあるという。

CCSによると、価格カルテルに加わっているという1社から「課徴金減免制度」を利用した違反行為の自発的申告があったため、調査を開始した。

調査の結果、本来は競争関係にある11社は日本で複数回会合を持ち、情報を交換し、日本・シンガポール線の航空貨物混載で運賃、サーチャージを一定額にすることで合意したという。

③政府対応について

このカルテル調査に関しては、日本法弁護士がよく対応を行っている案件の一つである。

具体的には、ガサ入れが入った時に、外国法弁護士であることを伝えて、担当者が了承すれば現場に立ち会う。

当局が、関係のない書類を差し押さえたり、システムを根こそぎ差し押さえたりなどしないよう、適正手続きの担保を目的とした対応を行っている。こうした業務を通じて、現地日本法弁護士が、当該政府関係者との一定の連携体制を構築する可能性は十分にあると思量する。

(8) 周辺国における政府との連携体制構築

上記とおり、シンガポールに進出している日系企業は、現在すでに周辺東南アジア地域のコントロールを行うための統括拠点を設置している企業が多い。

同地域内での円滑な企業活動を行うためには、こうした周辺国の政府との連携体制の構築も当然必要となってくる。

以下に、ベトナムにおいて、現地商工会議所など日系企業団体が行った現地政府への対応、連携構築に関する一例として、現地の法整備に関わった事例を紹介する。

ベトナムなど新興国においては、家電製品に関する法律や、省エネ関係の法律、家電リサイクル法などといった特殊な法律に関する整備は未だなされていない。こうした未制定の法律に関し、日系企業を含めた各家電メ

一カーが、現地政府からの依頼によって法整備を担当する事が多い。

単純に現地政府がこれらの法律に関する知識が乏しいということに加え、法整備の段階から企業側を巻き込むことで、各企業が環境問題等を起こさないよう、またこれらの企業は現地に工場を有し雇用も確保しているため、責任をもって対応してもらえらるだろうとの政府側の目論見がある。また、やはり政府側から見た場合に、日系企業の真面目さや、私欲を優先しないだろうといった信頼度が高いという点も、企業側に法整備という重要な役割を依頼する上で重視されている。

これら法整備をするにあたっては、環境かコストか、の二者択一を迫られる事があるが、「本来の目的を達成するために最も効率的な方法」を考えることによって、解決法を探っていく。

家電といってもその製品は様々であるので、一つの法律で対応するには無理がある。従って大きな枠組みのみ一つの法律で規定し、詳細な内容については下位のガイドラインで決定していくことで対応している。

これらの法整備に関し、現地の日本人弁護士も関与することがあるが、これら専門的な法律に関する最低限度の知識が必要となってくることは言うまでもない。

こうした日系企業団体の活動は、単なる法律の整備ということではなく、現地の環境問題の整備をどのように構築していくのかという、その国の国益にも関わる非常に重要な役割を担っている。

こうした事例以外にも、東南アジア周辺国におけるインフラの整備など、日系企業が経済的・技術的な先進国として、単なる利益追求のみならず、その国の礎を築いたり、また国益となるような活動が行われている。

個社の利益追求という目的のみではなく、こうした有意義な活動を行うことによって現地政府との連携体制を構築していくことは、日系企業の非常に重要かつ有意義な使命の一つである。かかる重要な使命を遂行していく上においても、シンガポール及び周辺国政府との日系企業との連携体制を構築していくことには重要な意味があるのである。

3. 現地政府機関との連携体制に関する考察

(1) 専門知識の必要性

現時点においては、シンガポールにおいて日本の法曹関係者が現地政府と強い連携体制を構築したり、政府と日系企業の間に入って交渉を行うという場面はほとんどない。これは、政府との交渉などは、他業種、例えば会計事務所や総合コンサルティング会社などが行っているためである。

また、政府からの規制対応、優遇税制の申請などには、それぞれの業種に応じた専門知識が必要であり、この点に関し、会計、税務、財務といった専門性を有する会計事務所などの方が適任であると思われる。かかる専門知識を要した弁護士を期待することも現段階においては、難しい。今後、税務、会計などの専門知識を有しプラクティスにも長けた弁護士が出てくる可能性も全くないとは言い切れない。しかし、やはり費用の問題を

考えると会計事務所の方が企業としても依頼を検討しやすいであろう。

(2) 日系企業独自の連携体制

シンガポール政府は、外国企業の誘致や支援に非常に積極的であることは既に述べた。統括拠点設置の誘致活動や新プロジェクトの協力関係などを構築するにあたって、政府側から企業に対するアプローチも非常に多い。こうした活動を通じて、日系企業の担当者、政府対応スタッフなどが政府関係者とコネクションを構築していくのはごく自然な流れである。

日本法弁護士が関与する場合としては、契約段階における契約書のチェックなどの業務を担当することなどが想定できる。しかしやはり当業種の業務の知識をある程度有している必要もあるため、現実的には社内の法務担当などが行う場合が多いと思われる。また、仮に法的な依頼に対応したとしても、プロジェクトそのものの交渉ごとは企業担当者が行うため、やはり日本法弁護士が企業担当者以上に連携体制を構築できるとは想像しがたい。

また、上記の通り、現地の法整備に関し、日系企業が重要な役割を担うこともある。法律の整備ということで弁護士が関与する機会となりうるが、これら特殊な法律の専門知識を有している必要性が高く、やはり専門知識という点がネックとなってくる。

(3) 日系企業支援の観点からの考察

いまだ日系法律事務所がシンガポールに進出して日が浅く、いずれも進出して2～3年である。現段階において、日本法弁護士が現地政府との連携体制を構築する機会もそう多くはなく、また日本法弁護士自身も、業務を行うにあたり、必要性をあまり感じていないという印象である。

今後、シンガポール現地において長期にわたって業務を行うにつれ、自然と政府関係者との人脈、連携体制は構築できるであろう。しかし、既に検討した通り、会計事務所など他のサポート業種の方が政府関係者との交渉の機会なども多く、今後より密な連携体制を構築できるものと推察される。

また、シンガポール政府は外国企業の誘致や活動支援に非常に積極的であることから、日系企業自身も既に一定の連携体制を構築できている。

今後、この構図が変わるとは考えにくく、また変える必要性もない。すなわち、日系企業支援という観点からは、何も法曹関係者のみがすべてをサポートしていく必要性はなく、これら他のサポート業種との連携体制を上手く構築していくこそが、真に意味において、日系企業の総合的な支援につながるものと思量する。

他の報告書のテーマにおいても記載したが、今後、中小企業を中小として法的支援のニーズの拡充を実現化するにあたっては、こうした会計事務所やコンサルティング会社などとの連携体制構築は非常に重要な鍵となると思量する。

今後は、政府対応からコスト削減目的を見据えて、これらの業種との連携体制を整える事により、シンガポールにおける潜在的な法的支援のニーズも顕在化できるよう具体的方策を検討していく必要がある。

以上

中央省庁 Ministry

政府機関名	業務内容
Ministry Of Communications And Information (MCI)	運輸情報通信省
Ministry Of Culture, Community And Youth (MCCY)	地方自治開発省
Ministry Of Defence (MINDEF)	国防省
Ministry Of Education (MOE)	教育省
Ministry Of Finance (MOF)	財務省
Ministry Of Foreign Affairs (MFA)	外務省
Ministry Of Health (MOH)	保健省
Ministry Of Home Affairs (MHA)	内務省
Ministry Of Law (MINLAW)	法務省
Ministry Of Manpower (MOM)	労働省
Ministry Of National Development (MND)	国家開発省
Ministry Of Social And Family Development (MSF)	社会・家族開発省
Ministry Of The Environment And Water Resources (MEWR)	環境水資源省
Ministry Of Trade And Industry (MTI)	通商産業省
Ministry Of Transport (MOT)	交通省
Prime Minister's Office (PMO)	首相府

法定機関 (Statutory Boards)

政府機関名	業務内容
Accounting And Corporate Regulatory Authority (ACRA)	会計企業規制庁 企業や公認会計士の登録や規則を監視し、新規ビジネス構造やコンプライアンス、コーポレートガバナンスの施行に関する最新情報を提供しています。
Agency For Science, Technology And Research (A*STAR)	シンガポール科学技術研究庁

Agri-Food & Veterinary Authority Of Singapore (AVA)	農産物・家畜庁
Board Of Architects (BOA)	建築家局
Building And Construction Authority (BCA)	建築・建設庁
Casino Regulatory Authority Of Singapore (CRA)	シンガポールカジノ規制庁
Central Provident Fund Board (CPF Board)	中央積立基金
Civil Aviation Authority Of Singapore (CAAS)	シンガポール民間航空庁
Civil Service College (CSC)	公務員研修所
Competition Commission Of Singapore (CCS)	シンガポール競争法委員会
Council For Estate Agencies (CEA)	不動産仲介業評議会
Council For Private Education (CPE)	私立教育審議会
Defence Science And Technology Agency (DSTA)	防衛科学技術庁
Economic Development Board (EDB)	経済開発庁 シンガポールのビジネスセンターとしての世界的な地位向上と経済発展に向けた戦略立案・実施を担う、中心的な政府機関です。シンガポールの投資家や企業のために価値のあるソリューションを立案・企画・実現します。これによって、シンガポールの経済拡大チャンスや雇用を生み出し、これからのシンガポールの経済構築へのサポートをします。
Energy Market Authority (EMA)	エネルギー市場監督庁
Health Promotion Board (HPB)	健康促進局
Health Sciences Authority (HSA)	保険科学庁
Hotels Licensing Board (HLB)	ホテル認可庁
Housing & Development Board (HDB)	住宅開発庁
Infocomm Development Authority Of Singapore (IDA)	シンガポールのグローバルな経済競争力を高めるために、画期的な情報通信技術の開発、配置展開、利用を通じて、長期的な GDP 成長をもたらすような、外国人投資家にとって魅力的で活気に満ちた競争力のある情報通信業界を育成することです。
Inland Revenue Authority Of Singapore (IRAS)	シンガポール内国歳入庁 シンガポールにおける税務を所管

	する。
Institute Of Southeast Asian Studies (ISEAS)	東南アジア研究所
Institute Of Technical Education (ITE)	技術教育機構
Intellectual Property Office Of Singapore (IPOS)	シンガポール知的財産権庁
International Enterprise Singapore (IE)	シンガポール国際企業庁 シンガポールにおける対外的な経済分野の開発を率いると同時に、シンガポール企業と協力して、シンガポールをアジア地域における外国企業の事業拡大の基点と位置づけられるよう努力しています。
JTC Corporation (JTC)	JTC コーポレーション
Land Transport Authority (LTA)	陸上交通庁
Majlis Ugama Islam, Singapura (MUIS)	シンガポール・イスラム教評議会
Maritime And Port Authority Of Singapore (MPA)	シンガポール海事港湾庁 シンガポールを世界的な主要港湾都市かつ国際海運センター（IMC）へと育て上げ、シンガポールの戦略的海運利益を向上、保護することにあります。MPAは、シンガポールの港湾開発の推進力となり、業界や他の機関と共同で、港湾海域の安全性、セキュリティ、環境保護を確保し、港湾の運営や発展を促進し、海事補助サービス部門を拡張、海上研究開発や雇用開発を促進します。
Media Development Authority (MDA)	メディア開発庁 シンガポールを活気に満ちたグローバルメディアシティに成長させ、クリエイティブな経済と「つながる社会」を育成する。映画、テレビ、ラジオ、出版、音楽、ゲーム、アニメ、対話型デジタルメディアなど各業界の育成を推進するイニシアチブを先導する。
Monetary Authority Of Singapore (MAS)	シンガポール通貨金融庁 シンガポールの中央銀行です。その使命は、インフレなき経済成長や健全で進歩的な金融センターを

	促進することです。
Nanyang Polytechnic (NYP)	ナンヤン・ポリテクニク
National Arts Council (NAC)	シンガポール国家芸術評議会
National Council Of Social Service (NCSS)	国家社会福祉協議会
National Environment Agency (NEA)	国家環境庁
National Heritage Board (NHB)	国家遺産局
National Library Board (NLB)	国立図書館局
National Parks Board (NPARKS)	国立公園局
Ngee Ann Polytechnic (NP)	ニー・アン・ポリテクニク
People's Association (PA)	人民協会
Personal Data Protection Commission (PDPC)	個人情報保護委員会
Professional Engineers Board, Singapore (PEB)	シンガポール専門技術者委員会
PUB, The National Water Agency (PUB)	ナショナルウォーターエージェンシー
Public Transport Council (PTC)	公共交通会議
Republic Polytechnic (RP)	リパブリック・ポリテクニク
Science Centre Board (SCB)	サイエンスセンター局
Sentosa Development Corporation (SDC)	セントーサ・デベロップメント・コーポレーション
Singapore Accountancy Commission (SAC)	シンガポール会計委員会
Singapore Dental Council (SDC)	シンガポール歯科評議会
Singapore Examinations And Assessment Board (SEAB)	シンガポール試験・評価局
Singapore Labour Foundation (SLF)	シンガポール労働基金
Singapore Land Authority (SLA)	シンガポール土地管理局
Singapore Medical Council (SMC)	シンガポール医療評議会
Singapore Nursing Board (SNB)	シンガポール看護局
Singapore Pharmacy Council (SPC)	シンガポール薬局評議会
Singapore Polytechnic (SP)	シンガポール・ポリテクニク
Singapore Tourism Board (STB)	シンガポール政府観光局 シンガポールの主要産業セクターのひとつである観光業を担当する経済開発機関です。観光局の使命は、観光業を育成・支援し、シンガポールの経済成長に大きく貢献する産業に育て上げることです。 STB は、引き続き観光促進の役割を果たすとともに、観光業界のためのより広範な経済成長の実現に取り組んでいます。
Singapore Workforce Development	シンガポール労働力開発庁

Agency (WDA)	
SPRING Singapore (SPRING)	シンガポール規格生産性革新庁 革新的な企業や、競争力の高い中 小企業セクターを育成するため の、企業開発機関です。融資、能 力および経営開発、技術、革新、 マーケティングに関するサポート を実施しています。さらに、全国 規格団体や認可団体としての役割 も果たしています。
TCM PRACTITIONERS BOARD (TCMPB)	伝統的漢方医療法士局
Temasek Polytechnic (TP)	テマセク・ポリテクニク
Urban Redevelopment Authority (URA)	都市再開発庁